摘している。

# 『大乗院寺社雑事記』に見る中世奈良の諸職人

#### はじめに

○) などが、絵画を通じてその実態情報を提供してきた。 中世の職人については、『七十一番職人歌合』(『群書類従』巻五

に迫りたい。

書かれているが、『大乗院寺社雑事記』には、中世奈良の職人につ一方、文献資料では、公家日記や古文書に断片的に職人について

いて数多くの記事が存在する。

赤土器座・白土器座・塗師座・塩座・猿楽座・田楽座等の存在を指ついてまとめ、鉄座・油座・檜物師座・火鉢座・番匠(大工)座・平凡社『奈良県の地名』の『奈良町』の項では、奈良市中の座に

次氏が『能楽源流考』(岩波書店・一九三八年)で、能楽師(猿楽的にまとめた研究は、管見の限りでは見出していない。古く能勢朝しかし、『大乗院寺社雑事記』の職人記事について、これを体系

についての記事を集成したことがある。

いて、職人の種類別に検討し、中世奈良における諸職人の実態解明そこで本稿では、『大乗院寺社雑事記』にあらわれる諸職人につ

森

田

恭

### 本論 各種の職人

げていきたい。
・盲僧・経師その他油座衆など各種商工業者の座衆についてとりあの後管見の大工・塗師・仏師・絵師・声聞師・河原者・田楽・猿楽の後管見の大工・塗師・仏師・絵師・声聞師・河原者・田楽・猿楽のとでは、まず正月に大乗院門跡に参賀する職人に注目する。そ以下に『大乗院寺社雑事記』の職人に関する記事を考察する。

### 正月参賀衆

れ、いくばくかの祝儀品をもらっている。毎年正月には、大乗院門跡出入の職人達が、門跡の許に参賀に訪

れる。

そこには、 興福寺・春日社 ・門跡等にさまざまな技術で勤仕する

中世奈良の職人の姿を見ることができる。

が代々受け継がれ、 彼等はいわば寺社に付属する専門技術者であり、 寺社を背景に資材や道具も調達できたと考えら その職能と技術

たとえば、 寛正六年 (一四六五) 正月には

二日……鍛冶大工

三日……塗師与四郎

几 H ······檜皮大工·権大工、大工小法太郎父子

五日……五郎三郎 (鍛冶大工カ)、

八日……寺座惣大工左衛門父子、

寛正七年 (一四六六) 正月には

四日……檜皮師一臈・二臈・三臈、 畳指大工、

文明二年 (一四七〇) 正月には

日……塗師与四郎

二日……鍛冶大工、

四日……大工左衛門 左衛門次郎、 大工左近五郎 畳指、

の参賀記事がある。

られるのが恒例となっていたことがわかる。 正月には、 檜皮大工 寺座惣大工をはじめとする大工、鍛冶大工、 師 などの職人が門跡の許を訪れ、 祝儀の品を与え 塗師、 畳

#### 大工

の工事の他、長谷寺などの大和国内寺院の工事に従事している。 (以下の○印はすべて『大乗院寺社雑事記』本文) 大乗院では建築工事に携わる人々を大工と呼んでおり、大乗院邸

○長禄四年 (一四六〇) 十月二十八日条に、

小門立柱上棟致其沙汰了、 大工・権大工中エ悉皆百二十疋下行

了

跡に参賀し酒や壇紙をもらっている。

とあって、大工・権大工がいたことがわかる。

年始には、

○康正二年 (一四五六) 十二月十八日条

鵲地蔵堂棟上、大工小法太郎男ニ仰付了、

○康正三年 (一四五七) 三月二十六日条

**壱貫文進上了**、 申入之、次吉備同上茸計仰付了、 ニ下行仕候由、 廿四日代物弐貫文進上、則大工小法太郎ニ下行之由、 由申入間、上土門ノ北一ス分、 奄治辰巳築地事被仰付之間、上茸計可沙汰、 代官申入之、上土門ノ北也、 右築地ニ可上茸之由仰了、仍去 仍代物一ス分弐貫文小法太郎 次糸井衆去月始比 築地事可有御免之 奉行弉舜

○長禄二年 (一四五八) 正月四月条

大工小法太郎参ス、越前サイミ一反給之、同子金付筝一給之

了

○寛正二年 (一四六一) 正月二日条

大工小法太郎紙二帖、 同左近五郎 帖 筝 一、 塗師与四郎二

酒等各給之了、

大工の中に「小法太郎」の一団が存在した。

康正二年(一四五六)十二月十八日条に、

鵲地蔵堂棟上、大工小法太郎男仰付了、

とあり、 鵲地蔵堂の棟上は大工小法太郎が行なっている。

康正三年三月の大乗院築地工事にも大工小法太郎が従事してい

る。

長禄元年(一四五七)十一月には、 長谷寺権大工の欠分を、

小法

云手者、不可下向旨仰了、奉行二位得業

太郎が所望している。

寛正二年 (一四六一) 正月の尋尊への参賀にも塗師与四郎ととも

に大工小法太郎がいる。

○長禄元年(一四五七)十一月二十三日条

就長谷寺権大工ノ事、 先年安位寺殿ノ御代、 住持院ノ又次郎男

ニ被補之、大工職ヲハ左衛門男ニ被仰付之、 然而又次郎男近来

> 不下向間、 此闕分ノ事小法太郎男所望中入間、

> > 可補任旨昨日以

使寛円彼寺ニ仰遣之

○長禄元年 (一四五七) 十二月四日条

長谷寺権大工事、 可為又次郎旨仰下了、

○長禄元年 (一四五七) 十二月五日条

事、 長谷寺正大工後闕事、 就十市雖分所望又次郎以応永之御補任今度下向之間、大工 小法太郎所望之間仰付之了、今度権大工

ノ後闕給之、并三百分可給旨仰了、

中略

長谷寺大工左衛門召上了、 此間権大工職事、 左衛門次郎不及申

入、為彼寺仰付之条不可然、 向左衛門所行ナリ、 所詮今度鳥居造作ノ間ハ、云左衛門父子 無左右領納スル条以外次第ナリ、

○長禄二年 (一四五七) 十二月八日条

長谷寺大鳥居今日立之、大工衛門本寺権大工、権大工又次郎本寺正大

工、予千疋分折紙以堯懃遣之了、

寺大工職をめぐる争論が記録されており、 大乗院寺社雑事記』 には、 長禄元年 (一四五七) 十二月の長谷 それによって、当時の大

工職のあり方が理解できる。

る。 長谷寺の大工職・権大工職は、大乗院門跡の差配で任免されてい

条には、長谷寺大工職補任の関連文書三点が収められている。春)が補任されている。『大乗院寺社雑事記』長禄元年十二月五日この時、大工職左衛門が解任せられ、新たに小法太郎(藤井国

御判

補任 長谷寺大工職事

藤井国春

右以件人、当大工左衛門男一期後、補任大工職如件、

長禄元年十二月五日

寺主大法師 判

由、被仰出也、恐々謹言

十二月五日

清賢

長谷寺執行御房

法太郎候由、被仰出候也、恐々謹言、御祈願所長谷寺大工事、後欠候時可被仰付之由、給御補任於小

十二月五日

十市殿

清賢

跡大工相承次第」に現われる人物と考えられる。に参賀しており、寛正三年(一四六二)十一月十八日条記載の「門この小法太郎(藤井国春)は、大乗院大工を勤め、年頭に大乗院

○寛正三年(一四六二)十一月十八日条所載

門跡大工相承次第

(波線筆者)

犬次郎 奥福寺·春日社大工 (英者山城国民子云々 北山塔大工 大乗院大工 相国寺塔大工 -徳次郎 七郎次郎 六郎 犬次郎 | 異福寺·春日社大工||一左近次郎|| —左衛門次郎 <sup>実者犬次郎子</sup> 釜口座大工 釜口座大工 興福寺大塔大工 北山塔大工 大乗院大工 应郎 彦次郎 五郎次郎 大乗院大工 -虎次郎 小法太郎-又次郎 次郎 次郎五郎 小法次郎 三郎 左近五郎

た専門技術集団であったことがわかる。工を兼務するとともに、北山大塔大工・相国寺塔大工などを歴任し、これにより、小法太郎の系統も、興福寺・春日社大工・大乗院大

歳云々、

工」を相伝していることがわかる。
工・興福寺大塔大工・釜口座大工」であり、小法次郎が「大乗院大任し、父左近次郎も「興福寺春日社大工・大乗院大工・北山大塔大任し、父左近次郎も「興福寺春日社大工・北山大塔大工・相国寺塔大工」を歴

## ○文明三年(一四七九)正月四日条

銚子給之、一、大工左近次郎・寺座大工左衛門・左衛門次郎各厚紙一帖

とがわかる。 小法太郎の系列以外にも左衛門大夫とその息左衛門次郎がいたこ

## ○文明三年(一四七一)十二月八日条

也、長谷寺悉皆召仕之、当門跡亭以下棟器也、不便々々、五十寺座大工左衛門大夫息左衛門次郎他界云々、不便随分上手番匠

れたこと、大乗院門跡邸の工事にも携わったことが記されている。去している。随分上手の番匠と評価され、長谷寺の工事にも徴用さ文明三年十二月、寺座大工左衛門大夫息左衛門次郎が五十歳で死

## ○明応八年(一四九九)五月九日条

云々、御返事、七郎次郎当時大工也、不可叶旨仰之了、長谷寺注進番匠大工事、昨日八日又次郎可為大工之由申、如何



汰事也、ただ今ハ作事最中、可及御沙汰条、御難義之由仰了、寺申分ハ、只今より様ニ注進也、一段卜自他相届就理非可有沙相之間、為大工者也、七郎次郎之後ハ又次郎ニ大工事ハ可被仰細之間、為大工者也、七郎次郎之後ハ又次郎ニ大工事ハ可被仰此事又自宗観律師方申分ハ、七郎太郎方より七郎次郎ニ申合子

で又次郎を存続させるべく指示をしている。郎と又次郎で大工職相続をめぐる問題で、門跡は作事最中であるの郎を八年五月には、長谷寺大工職争論が起こっているが、七郎次

#### 瓦葺大工

寺院の巨大な屋根瓦を葺く専門技術集団であった。大工のほかに瓦葺大工がいた。今日の瓦葺職人に当たるもので、

たびたび登場する。 大工とは別に瓦葺大工と称する者が『大乗院寺社雑事記』には、大工とは別に瓦葺大工と称する者が

間、

不可有子細旨仰之、仍長谷寺二成奉書了、

瓦葺大工に、元林院住の孫六という者がいた。 寛正三年 (一四六

二)六月十二日、長谷寺の瓦葺大工職に補任されている。

○寛正三年(一四六二)六月十二日条

長谷寺瓦大工事、元林院住孫六代々相承之之由、 以行実申入之

当寺瓦大工職事、元林院之住人孫六捧代々相承之御文之間被

仰付候、 可被得其意候、 巨細則躰可令申旨被仰下也、 、恐々謹

六月十二日

清賢

言

長谷寺執行御房

院が認め、 長谷寺の瓦大工は元林院住の孫六が代々相承していることを大乗 長谷寺執行に伝達している。

それに対し、長谷寺執行舜賢から承諾の返事が届いている。

○寛正三年六月十六日条

長谷瓦葺大工事無相違云々、 執行返事到来、 遣舜玄房給孫六

了

事細々無其沙汰、 元林院孫六瓦葺大工之由被仰下之趣、 随而日記等不及見候、 致披露之処、 乍去被仰下事候間, 土瓦葺之

何召仕候も可為同篇之間、

自然之時者心得申候之由

可預御

披露候、 恐惶謹言、

六月十六日 舜賢 判

成就院殿

塗師

も頻出する人名に、「与四郎」 また、塗師として、 仏壇等の製作・修理に携わる人々がいた。最 一がいる。

○長禄四年(一四六○)五月十三日条

持仏堂仏壇、 自正月廿八日至今日テ、 与四郎致其沙汰了、漆方

悉以成立了、珍重々々、

持仏堂仏壇の塗漆に与四郎が携わり、 百疋を下行されている。

○長禄四年七月二十八日条

与四郎ヌシン、 依召上洛云々、 大方迷惑事也

将軍の召により京都にも上っている。寛正二年 (一四六一)

正月

二日には尋尊を参賀している。

○文明十八年 (一四八六) 三月二 日

塗師与四郎入道去月十九日入滅云々、 不便々々、 及数年奉公物

也

145. )、 196. 文明十八年二月十九日、大乗院に出仕を続けた塗師与四郎の死が

記録されている。

塗師の座について『大乗院寺社雑事記』文明十七年 (一四八五)

四月二十九日条に、

也、依之座衆無之、社頭以下寺門事ハ本座一乗院、新座一乗院、也、五十文作料、御作手又此分也、座衆二人在之、入事百疋龍花院座塗師至今日召仕之、半食毎日六十文宛、十文ハ間水分

龍花院座大乗院、此三座之沙汰也、

とあって、大乗院方に龍花院座、一乗院方に本座・新座があったこ

とがわかる。

○明応五年(一四九六)二月十六日条

塗師御作手召之、風呂船用、漆一桶五百七十文、又五十文召

之、布十六文、又木屎布出之、

から注文されている。風呂船というから相当大きな漆塗の桶であっ明応五年二月十六日には、塗師に風呂船用の漆一桶が大乗院門跡

たと想像できる

仏師

た。長禄四年(一四六〇)には、東金堂の四天王像修理に携わって仏像を製作する仏師には、「椿井仏所」と呼ばれる一団が存在し

○長禄四年(一四六○)五月二十九日条

いる。

日ヨリ可召加之旨申入之、珍重也、高間、椿井両人沙汰也、椿井仏所申入東金堂四天王修理事、学侶之儀不可有子細、仍明

○長禄四年六月二十二日条

昨日椿井仏所榼一双・二種持参之、賞翫之由仰了、

届けたと、翌日条に記されている。長禄四年六月二十一日には、椿井仏所が榼一双、二種を大乗院

○延徳三年(一四九一)正月二十九日条

申云々、大方治定分也、 椿井仏師法橋春慶参申、観音修理伺之、千疋分ニ仰之猶如何旨

る。ここには、仏所が請負代金をもらって仏像製作や修理を行って理代について大乗院と接渉しているが千疋分で成約しようとしてい椿井仏所には、法橋春慶という仏師がいた。この日観音修理の修

いた事実がわかる。

#### 絵師

絵師は絵所と呼ばれ、奈良には吐田座と芝座が存在した。

○長禄四年(一四六○)四月二十七日

室テ書之、綱所継舜威儀師・弉舜從儀師出仕云々、薬師図絵供養、絵所芝座云々、絹三ハタ、ハリ八尺云々、於西

芝座は、薬師図絵などを制作する仏絵師であったと考えられる。

○文明三年(一四七一)八月二十六日条

昨日両座絵師会合、為祈禱薬師如来図絵供養、令請律僧為開眼

吐

田座と芝座の交代について争論が起こっている

師、心落沙汰神妙、於松南院坊沙汰云々、

会供養のため、律僧を招いて法要を営んだことがわかる。 松南院坊において、両座の絵師(吐田座・芝座)が、薬師如来図

○文明四年 (一四七二) 五月二十日条

細則会寛専五師ニ令申、得其意云々、就其月日図絵事、自兼日其後両座絵師申合、於自今以後者各度ニ可沙汰之由治定、此子例也、随而毎度両座致競望事也、去五日図会芝方ニ申付之畢、寺門図会事、於絵所者吐田方・芝方、就有縁別会五師申付之者

云々、 云々、 申付吐田座之處、 相語芝座可図絵之由意見云々、 不可得之由申之、云学侶云別会、 二可申付云々、若及異儀者両座一 為私儀各度事掟法不可然、 度及違乱事共有之、承悦者也、 両座衆探ヲ取定之處、 供目代興弘内々申分有、 座衆共無人数上違例躰有之、 芝座取当之畢、 一向失別会面目了、於今度者吐田 別会腹立之故集儀厳密也。 然而自別会方令披露学侶子細 事外腹立也、 宿在所可進発之由一決了、 猶以不一決、 誠以無為儀珍重事也、 為当座可奉図事 可及厳密之沙汰 大略不可 内 有 則 毎 座

文明四年五月二十日条によると、興福寺の仏図絵作成について、

五師に意見の対立があり、両座が争論に巻き込まれている。いるが、争論がおさまらない状況であったとある。学侶および別会成できないことになった。別会五師方は芝座に申し付けようとして成できないことになった。別会五師方は芝座に卑し付けようとしてあり、吐田座に申し付けた。ところが吐田座は座衆の数が足らず作あり、吐田座の絵師が交代を申し合わせ、芝座に定めた所、学侶の反対が

### 声聞師(唱門師)

ずる小乗的地位を現わし、声聞師は、賎しい身分とされた非人法師ある。菩薩・縁覚ついで声聞を仏徒の三乗とする。声聞は自利を行声聞とは本来、大乗仏教における仏徒の三乗の一つを現わす語で

を指すようになったと考えられる。 人々がいた。 中世奈良には声聞師と呼ばれる

○文明九年(一四七七)五月十三日条

為根本、 根本木辻子東方、 懐淵延観房、 在々所々ニ居住スル者也 以泰弘申入之、 西坂市方、 京ハテ・貝塚・鳩垣内・以此五ヶ所 五ヶ所間事也、 所詮五ヶ所声聞

此内

馬場三棟ヲ相続故馬群召仕之、大略又彼在所唱聞共ハ、 於鳩垣内者、 披官人也、 面々為防御、 木辻子・西坂・京ハテ・貝塚四ヶ所ハ、 但使等付之時ハ、門跡之定使ヲ申請付之事掟法也 三棟ニハ不存知者也 人夫事一段御許可也、 仍于今無相違召仕之平群之 衆徒之三棟ニ、 彼在所 馬場之

近日違乱事

之是非、 中 唱聞七八人、自去々年此他所ニ引遷在所テ、 京ハテ・貝塚両所ハ近来無止住者也、 知行在所候之間、 南 在 云三棟方人夫役、不致其沙汰之聞、 也 ハ号五ヶ所シ、 々所々号十座唱聞テ、 唱聞座ハ南北両所也、 於唱聞 烈者、 門跡奉公一向致其沙汰計也、 不可随其役之由、 為門跡御披官人御自専也、 門跡并寺門奉公致其沙汰也、 自大鳥居北ハ悉以為芝辻子根本、 其在所領主成身院二問答最 彼面々申条、 木辻子・西坂両所之内之 云門跡之人夫役 不請止住之在所 以外次第也 然而成身院 自大鳥居

所詮、

事、 可存定事也、  $\square$ 致其沙汰者可任法也、 致奉公歟、 ・暦星宮・久世舞・ 於彼面々者可停止也、 唱聞道ヲ遁ハ、一 一、如本ニ帰立歟、二、 盆彼岸経 此三之内可一決也 南北之唱聞并仕丁以下二仰付之、 切唱聞之沙汰条々、 ·毘沙門経等芸能七道物自 唱聞迫ヲ遁歟、 陰陽師 万 専 金

か、 を勤めないことで、大乗院が「奉公するか、 文明九年五月、 京終・貝塚両所に住居を構えた声聞師が、 元の居住地に帰住する 人夫役

声聞道を遁れるか」せまっている。

る。 聞師らの生業となっていた。 宮は暦や天文に関する卜占者、 末端業務であるこれら唱門道 と毘沙門経は、それぞれの経典を読唱する者を指すと考えられ、 陰陽師は陰陽道に基づくト占を行なう者、 寺社の散所に居住した人々が、寺社の (声聞道) 久世舞は曲舞を行なう者、 に従事していた実態がわか 金口は鉦たたき、 盆彼岸経 暦星 吉

究 三組織を指すという。 (棟) Ш 第四号、 田洋子氏 と呼ばれており、 一九七九年)によると、 「中世大和の非人についての考察」 「三党」とは「五ヶ所・十座・北山宿\_ 奈良市中の非 (『年報中 人は 世 一三党 史研

疎外された人々への呼称である。 非人は、 王朝都市の成立発展とともに、 しかも非人は、 王朝都市と荘園社会から もとは一般民衆で

あった。

あり、 産されたのである。 五ヶ所・十座はいずれも興福寺大乗院門跡を本所とする非人座で 病者・癩者・不具者・乞食への転落という形で、たえず再生 非人身分の成立を考える上の重要史料である。

○文明十年(一四七八)六月五日条

之、 也 奈良中唱門事ハ、七郷或 此内於十座者、 此里分者号十座、 衆中与門跡共以召仕之、於五ヶ所者唯門跡 南里分者号五ヶ所、 一乗院領・東大寺領以下在々所ニ有 各当門跡自専之一 類

計召仕之

織していた。五ヶ所・十座は大乗院直轄区域の声聞師として編成さ Ŧi. 三条大路を境にして、北里が十座、 |ヶ所・十座というのは、 いずれも奈良市中の声聞師の組織であ 南里が五ヶ所の声聞師を組

れていた

ていた。 院門跡の寄人 条に「声聞師に於いては当門跡寄人の故也」と書かれるように大乗 また、『大乗院寺社雑事記』 (権門寺社がその職能故に人的に支配した人々)とし 寛正三年 (一四六二) 十二月二十日

に、「十座に於いては当国中数十ヶ所の唱門 また、『大乗院寺社雑事記』文明十年 +・座が声聞師の座頭として国中の声聞師を寺門四面の大掃除 (声 四七八) 聞 の 六月五 座頭也」  $\mathbb{H}$ لح 条

れていた。

等に動員する権限を持っていた。

○文明九年 (一四七七) 五月十三日

内 五ヶ所声聞ハ、根本辻子東方、 以此五ヶ所為根本、 在々所々ニ居住スル者也 西坂市方、 京 ハテ、 貝 塚 鳩 垣

していたことがわかる。 所を根本住所とし、おおむね奈良市中とりわけその周辺部を居所と 即ち五ヶ所声聞師は、 木辻子・西坂 京終・貝塚 ・鳩垣 内の五点

また十座については、 次の史料がある。

○寛正三年 (一四六二) 八月十二日

領中也、 河上 院殿御領中少々一乗家御河上東大寺東南、 当門跡寄人十座法師原者、 寺門大儀之時召出仕之、 根本之住所両所也、 芝辻子郷七郷之 自家中同 召

仕之、寺門与門跡相持者也

たことがわかる。 し、 すなわち、 その座衆内に長吏・長吏下座と一般の座衆という階層が形成さ 方、北山宿非人は興福寺一乗院門跡を本所とする非人座を形成 十座法師の根本住所は、 芝辻子と河上の二ヶ所であっ

かし、 声聞師の居住地は根本の五ヶ所以外にもあった。 昨

所声聞師の人々と認識されていた。 神ト三ヶ所ここれ在り。」(『大乗院寺社雑事記』文明十一年十月十 雑事記』文明九年十一月十二日条)とか、「高御門ト瓦堂ト鉾大明 五ヶ所者参り申す、 日条) とあるように、 高御門新屋衆 高御門・瓦堂・鉾大明神の三ヶ所も、 ·鉾大明神新屋衆」 (『大乗院寺社 五.

る。 『大乗院門跡領目録』 (内閣文庫蔵) には、 次のように書かれてい

道者自専 十座唱門、 芝辻子以下東大寺領河上等他領在之、 奈良中横行七

五ヶ所唱門、 西坂·木辻以下他領等在之、 奈良中横行子細 司

前

楽 • 0 通行管理権を与えられていたことを示している。 これは、 アルキ白拍子・アルキ御子・鉦タタキ・アルキ横行・猿飼) 五ヶ所 ・十座の声聞師が奈良市中を通行する七道者 (猿 等

と東中院郷の乞食が喧嘩をする事件があった。 康正三年 (一四五七) 六月、大乗院領内鵲郷明教之屋の跡の乞食

### ○康正三年六月十六日条

食ヲ北宿物進退、 領内鵲郷明教之屋ノ跡ノ乞食与東中院郷乞食喧嘩、 師 原参申云、 可畏入之由申入之、 大鳥居ヨリ南ノ乞食ヲハ五ヶ所 然者此検断事、 所見無之之由仰之、 為五ヶ所可令沙汰、 ノ進退也、 仍以力者乞食ノ 仍五ヶ所法 御許可 北ノ乞

> 屋三問放火之、 東中院之郷也、 乞食ヲ五ヶ所令進退条不能左右也 問 ハ不思儀カ辻子、 問 ハ明教坊跡、 問

院の専断であるというものである。 の乞食の居住三ヶ所に放火している。 った。その結果、 - 大鳥居の南の郷の乞食は五ヶ所の進退、 五ヶ所の声聞師が検断の執行の許可を尋尊に求めてきた主張は 然ればこの検断は五ヶ所として沙汰せしむ。」というものであ 力者を以って、 不思儀が辻・明教坊跡・ 大乗院の主張は五ヶ所は大乗 北の郷の乞食は北宿の進 東中院郷

退、

### ○寛正三年 (一四六二) 八月十七日条

趣者、公事之事及異儀条不可然者也、 不能左右旨御返事申了、 沙汰事今明先延引候者可目出云々、 川上声聞住所仰付山村可放火之処、 彼在所東南院殿御領故也 今日以不動寺殿自東南院承 公事無為ニ可沙汰ナラハ、 可仰付厳密之間 放火御

### ○寛正三年八月十九日条

川上声聞之内二臈次郎 後者如先例、 人夫役事可致其沙汰之旨申入之間、 三郎 同久世舞楢松丸両人捧哠文、於向

め、 十座の声聞師の 大乗院門跡は山村武蔵公に命じて放火している。その在所は東 内 河上の声聞師が門跡公事を無沙汰であったた

力支配をしていたのである。 たと思われるが、支配者大乗院は有無を言わさず放火するという暴としての支配を受けていたため、門跡公事をも支払えぬ状況もあったと思われるが、支配者大乗院は有無を言わさず放火するという暴

て、在所への放火を免ぜられていることがわかる。郎三郎・楢松丸の両名が「夫役に従う」晧文(起請文)を提出し師の中に久世舞(曲舞)の楢松丸という者がいたこともわかる。次師の文に入世舞(曲舞)の楢松丸という者がいたこともわかる。次

十座の声聞師の内、河上の声聞師が門跡公事を無沙汰であったたけ様々な課役があったと思われる。その上、大乗院門跡が山村武蔵公に命じて放火している。その在所は東の支配を受けていたため門跡公事も支払えぬ状況であったと思われるが、支配者大乗院門跡は、有無を言わさず放火している。その在所は東るが、支配者大乗院門跡は、有無を言わさず放火している。その在所は東るが、支配者大乗院門跡は、有無を言わさず放火している。

この弾圧は同年十二月へも続行している。

## ○寛正三年(一四六二)十二月二十日条

蔵公放火了、在所ハ東南院殿重職御領也、仍申案内令放火了、問答、仍少々致請文了、相残任雅意輩両三人、昨日仰付山村武十座声聞之内河上住人、門跡公事無沙汰之間、自去秋比色々及

於聲聞者当門跡寄人也

南院領であるが、声聞師は大乗院の寄人であるため管轄権がある沙汰であったため山村武蔵公に命じて放火させたという。在所は東去秋頃より問答して請文を提出させた。しかし相残る二・三人は無十座声聞師のうち河上郷の住人が門跡公事を無沙汰であったため

: バラふら。 所・十座の声聞師は住所にかかわらず寄人として支配されていたこ 「声聞師においては当門跡寄人の故也」と書かれるように、五ヶ ٤,

主張する。

とがわかる。

五ヶ所・十座は乞食に対する支配権も持っていた。

○『大乗院寺社雑事記』文明七年(一四七五)六月条所載「御領内○『大乗院寺社雑事記』文明七年(一四五七)六月十六日条元興寺郷検断間事条々」所載康正三年(一四五七)六月十六日条元興寺郷検断間事条々」所載康正三年(一四七五)六月条所載「御領内

食」の検断権と「七道者」に対する自専権があった。 五ヶ所・十座の重要な権力に、大乗院により付与された「大和乞

和国中数十ヶ所の声聞師座の座頭としての地位を与えられていた。 五ヶ所は奈良春日神社の鳥居より南の乞食の検断権を、十座は大

## ○寛正三年(一四六二)十月七日冬

事可 声 在之間、 事、 シテ材木屋共有之故ニ、彼所ヲハ木辻子トハ申也、 よりハ北ニ在之云々、永享四年時分マテハ其屋共有之、又自昔 子郷民トテ、 五ヶ所声聞之内木辻子郷法師原昨日申入云、 名字等引付ヲ可有御覧者也、 聞許在之、 ·有御免之由申入之、 寺門引付二応永十八年并永享四年之間別銭二、 法師原事モ今度ハ可出之云々、 其時分マテハ材木屋在之、当時ハ郷民ハ無之シテ 以前両度例ハ、 仍相副奉書、 非声聞ニハシテ郷民ナリ、 彼材木屋等ハ、 未申ノ一臈所ニ遣之了、 歎存者也、 今御門橋 只今声聞ノ在所 仍今度間別 其故ハ木辻 木辻子郷と ジ間別 則出銭 銭

寛正三年(一四六二)十月、五ヶ所の内木辻子郷の声聞師が、

「今御門橋の間別銭」

の免除の願い出ている。

彼等の言い分は次の

が、 5 K 年 ようであった。「寺門引付」 在しない。 材木屋が多くあり (一四三二)、木辻子郷が間別銭を支払った記録のあることか 今は材木屋は声聞師の居住地の北に移ってしまい木辻子郷に存 今度の間別銭も出銭を求められた。 従って間別銭を免除してほしいというのである。 (故に木辻子と呼ばれる)、 に、 応永十八年(一四一一)と永享四 永享四年までは、 間別銭を出 木辻子郷 した

屋が移住してしまった歴史的状況が把握されるのである。木辻子郷においても、次第に声聞師の居住地域が形成され、材木

## ○寛正四年(一四六三)十二月二十八日条

之越前所ニ寄宿事、 向後不可入立旨御請申、 有子細旨仰了、 跡御公事向後可致其沙汰之由告文仕上者、 十座声聞等参ス、 兵部押而帰住、 河上声聞以前御罪罷之内、 両条十座訴申入、 使者徳力法師 以外事也、 則方々仰遣了、北宿者共 ヰツカキ太郎男北宿 可帰任之由申、 於太郎五郎 者、 不可 門

「大乗院寺社雑事記』によると、五ヶ所・十座の人々と七道者に

ついての争論が起こっている。

七道者とは、雑芸能民を指す言葉で、

キ横行・猿飼

猿楽・アルキ白拍子・アルキ御子・金タ、キ・鉢タ、キ

アル

の人々であった。

人々と七道者の関係について、注目すべき記述がある。 寛正四年(一四六三)十一月二十三日条には、五ヶ所・十座の

## ハ悉以十座・五ヶ所之進退之由申披故也、之間、宿ニ召取置金タ、キ自衆中召返了、十座・五ヶ所法師原参ス、昨日自衆中集

○寛正四年十一月二十三日

条

昨日自衆中集会召北宿者被申付厳密

且目出候、

七道者共

宿者更以不可成締故

七道者

也

入する事件が起こった。

猿楽・アルキ白拍子・アルキ御子・金タ、キ・鉢タ、キ・アル

横行・猿母

以上

寛正四年(一四六三)十月、北宿者が大乗院領の鉦タタキ屋に乱

っているかで争論となった。

立れは、この鉦タタキ屋の支配をめぐって、北宿者と五ヶ所・十座を持た支配する権利を、北宿者が持っているか、五ヶ所・十座を管轄する一乗院門跡と、五ヶ所・十座を管轄する大乗院門跡を巻き込む争論となった。しかも、雑芸能者であった鉦タタキ等の七道者の立れは、この鉦タタキ屋の支配をめぐって、北宿者と五ヶ所・十

る。

「大乗院門跡は、「七道者共は、悉く以って十座のものであるとしていまして、七道者の通行管理権は五ヶ所・十座のものであるとしてい由申し披く故也。宿の者更に以って締を成すべからざる故也」と主大乗院門跡は、「七道者共は、悉く以って十座・五ヶ所の進退の

ることを退けて結着している。あることを一乗院門跡に認めさせ、北宿者―一乗院方が今後干渉することを一乗院門跡に認めさせ、北宿者―一乗院方が今後干渉すこの事件は、大乗院門跡が七道者を支配するのは五ヶ所・十座で

人が乱入するという事件が起こった。
寛正四年(一四六三)、幸郷の鉢たたき屋に一乗院方の北宿の非

○寛正四年 (一四六三) 十二月三日条

去月北宿者幸郷之鉢夕、キ屋ニ乱入云々、 御使候ハ、 可致其沙汰子細候、 当門跡領五ヶ所・十座法師原致知行条々事、 領幸郷ニ乱入候、 達乱事候間、 可本意候、 仰合衆中可成敗候、 不事同儀緩怠無是非次第候得御許可就北宿 可得御意候、 領内乱入所存外也、 就其先為其門跡被付厳密之 就中先日北宿者共、 仍仰遣一乗院了、 恐々謹言 為北宿者沙汰成 当門跡

十二月三日

一乗院御房

勃発したのであった。

勃発したのであった。

かたが、大乗院領幸郷の鉢たたき屋の管理をめぐって両者の争論が跡は北宿非人を支配した。これら非人が雑芸能民の活動を管理して大乗院門跡が五ヶ所・十座の非人を支配したのに対し、一乗院門

する許可を、一乗院門跡に求めている。 尋尊は一乗院門跡に対し、北宿者が大乗院領に乱入したので成敗

る。出仕を緩怠したため、大乗院門跡は五ヶ所・十座に処罰を命じてい出仕を緩怠したため、大乗院門跡は五ヶ所・十座に処罰を命じてい文明四年(一四七二)と同十年(一四七八)の二回、宇治猿楽が

### ○文明四年八月十六日条

八月十日天満社神事猿楽事、宇治猿楽共当国出入ニ付テノ郡役

加御下知候ハ、、定而不可随仰候、其断事可得御意之由申入之を畏入云々、当国中唱門共ニ可相触、就其荷物事可返渡由、被不能左右之処、重々歎申入、御落居之時、荷物事可落取条ハ、多畏入云々、当国中唱門共ニ可相触、就其荷物事可落取条ハ、事也、然而此五六年も一向不参之間神事欠如了、仍十座川上五事也、然而此五六年も一向不参之間神事欠如了、仍十座川上五

## ○文明十年(一四七六)八月十日条

間

被得御意之由仰了、

云々、経廻停止、可任法之由仰付之、畏入候、令会合可相触国中程廻停止、可任法之由仰付之、畏入候、令会合可相触国中一段捧哠文處不及参上、随而召寄十座唱門等、宇治猿楽事当国天満社神事致用意之處、猿楽等不参之間芸能無之、以外緩怠、

あり、 を行なうのが、 警察権であったことがわかる 能者に対して、 た。このことから、 11 る。 五. 一ヶ所・ これを受けた五ヶ所・十座は 国中の声聞師達に命じて、「当国経廻停止」と「荷物の没収 + 座に命じた内容は、「宇治猿楽等当国経廻の停止」 「当国経廻停止」 五ヶ所・十座の持っていた下級警察権の一種であっ 五ヶ所・十座の لح 「荷物の没収」等を行なう下級 「七道者自尊」とは、 「会合せしめ国中に相触れ」 七道者芸 7 で

#### 横 行

二ヶ所の記事が注目される。 載の「七道者」の中の「横行」については、不詳であったが、次の『大乗院寺社雑事記』寛正四年(一四六三)十一月二十三日条記

## ○寛正三年(一四六一)二月五日条

五ヶ所横行木辻郷、上京荷物申入子細之間、召籠之、於住屋者

破却了、

ことがわかる。 ここでは、五ヶ所木辻郷の横行が、上洛の荷の事に携わっている

## ○長禄四年(一四六○)八月十四日条

間、 五十疋出之云々、 惑了、種々歎申入之間、 五ヶ所者共致緩怠云々、 事三荷分致其沙汰、 子細者、可為四荷之由、 五ヶ所横行、 五人・力者二人・定使一人京ハテノ五ヶ所ニ付之了、 五尺二寸ノナワニテシメテ三荷分ニ治定了、若是ニ向後申 成就院之馬入草事、 縄ニテシムヘカラス云々、 此子細成就院歎申入之間、主典・仕丁 故野田東口入ニテ落居云々、 以請文向後事落居、 毎 日四荷也、 使料事依歎申入 色々及悪口テ、 然ニー 昨日入草 段歎申

人、定使一人」が京終の五ヶ所の許に派遣され、罪科に処そうとししたという。成就院からの訴えによって「主典・仕丁五人、力者二この事件は「五ヶ所の横行」が、成就院の馬入草の荷運送を緩怠

た所、種々歎き入り、請文を提出したというのである

ことが確認できる。 ここでは「五ヶ所の横行」が「馬入草の荷」運搬に携わっている

種の運送業者の可能性があるのではなかろうか。 馬入草の荷を運搬する人々を指すと解せられるのである。すると一 すなわち「横行」とは手段が馬か牛か不詳であるが、上洛の荷や

#### 河原者

をしていた。いる。彼等は河原の土石を用いて庭園を作事したり、死牛馬の処理いる。彼等は河原の土石を用いて庭園を作事したり、死牛馬の処理中世の京都や奈良で、河原に居住する人々を「河原者」と呼んで

邸の樹木を求め下向している。大乗院の庭園作事も河原者善阿弥ががある。京都から有名な善阿弥をはじめとする河原者集団が、将軍『大乗院寺社雑事記』には、京都の河原者と奈良の河原者の記述

## ○長禄二年(一四五八)閏正月三日条

実施している。

河原者来、木共検知之、糸桜一本、白槙一本可進云々、酒等給

### ○長禄二年閏正月四日冬

円同下之者也、馬已心寺ニテ借用之、為木検智、内山・釜口両所へ、京都御奉書并河原者召遣了、

### ○長禄二年閏正月五日条

云々、 等分用意、 本、 成 河原者ニハ二百疋為門跡可被下之由ヲ申テ、二結分上使ニ可 本云々、悉以可進上旨申足之、 普賢堂岡松二本、 弥陀院岡松四本、 釜口ノ使帰参ス、木注文、 就院白槙二本、 以上、窪院五葉一本笠五アリ、 次木共事、 為惣山給之云々、 以上、文珠院同松一本笠五アリ、 白槙一本笠五、 彼寺ヨリ可上京都事大儀者也、 以上、明王院南 霊山院岡松四本・五葉一 云上使云河原者以下、 以上、池坊松一本、以上、合廿二 以上、知足院富士松二本、以上、 天笠カフー 本、 柿 為門跡被上候 本、 岩躑躅 悉以日中 本、以上、 以上、阿

#### (中略)

者也、

可被下之由申入之、

五百疋分御礼ヲ可令申云々、誠以大儀

寛

### ○長禄二年閏正月七日条

下行者也、内山木悉到来了、彼寺ヨリ持進之、人夫ハ谷ノ者歟、食ハ不能

に植える樹木を徴収したものであった。
京都へ輸送している。これは、将軍足利義政の命によって花の御所国内へ派遣されて、釜口山長岳寺・内山永久寺などの樹木を検知、長禄二年(一四五八)閏正月には、京都から河原者の集団が大和

エモンと云々。」と書かれている。
寺社雑事記』長禄二年閏正月五日条には、「河原者名はヒコ三郎、この時、河原者善阿弥が同行したのか定かではないが、『大乗院

### 六)と推定される。

提山(正暦寺)、内山(永久寺)・釜口(長岳寺)の三ヶ寺で造園に一)十二月には、京都から奈良に下向し、部下と共に、興福寺・菩善阿弥は京都のほか奈良でも活躍している。寛正二年(一四六

## ○寛正二年(一四六一)十二月四日条

携わっている。

山・内山・釜口三ヶ寺自余河原者下向、成身院使与寛円両人相料疋二百疋給之、畏入云々、成就院五葉一本可進云々、次菩提河原善阿ミ来、当院木共検知、柘榴一本・柏真一本可進云々、

### 河原者善阿弥

善阿弥が、初めて史料の上に現われるのは、長禄二年二月二十四が、善阿弥のように樹石を用いて作庭にあたる山水河原者もいた。り、そこに住みついた人々は、葬送や死牛馬の処理などにあたった善阿弥は、京都の河原者出身であった。河原は無領主の地であ

さる也、善阿尊命を承りて来る也。」という記事で、将軍足利義政日の『蔭涼軒日録』の「蔭涼庭頭、葉樹を栽えられるべき由仰せ出

善阿弥は、『鹿苑日録』によると、文明十四年(一四八二)の命で、相国寺蔭涼軒の庭頭に植栽している。

に九十七歳で没したと記されているから、

誕生は至徳三年(一三八

### ○寛正二年十二月六日条

副了、

白槙一本薬師院、口無一本円光院、 
一、諸山寺庭木注文一紙給河原者了、 
五葉一本上乗院、白槙一本中院、 
五葉一本上乗院、白槙一本中院、 
五葉一本上乗院、白槙一本中院、

平木一本同、

以上内山

白槙一本一心院、同一本宝蔵院、同一本宝光院、

以上菩提山

九月

所(花の御所)庭園造園のための庭木徴収と解せられる。これらのら植木を徴収している。これは、将軍足利義政の命により、室町御興福寺大乗院をはじめ、菩提山正暦寺・内山永久寺・釜口長岳寺か寛正二年(一四六一)十二月、大和へ河原者が差し遣わされて、

る。 仕事には、善阿弥を中心とする河原者が携わっていたことがわか

逆に京都から奈良に招かれて善阿弥の一派が寺社の庭園の造園に

たとえば次の史料がある。

来ることもあった。

## ○文明三年(一四七一)七月五日条

此木共可被植之之間、善阿一人ハ可在南之由下知、食事等下行十一人毎日一人別二十疋宛、引物惣中五百疋下行云々、八九日一、中院庭至昨日了、善阿ミ毎日三十疋宛并引物二千疋、手物

### ○文明三年八月四日条

云々、

之、不可有子細旨許可了、一、河原善阿ミ住屋事、為六方作給之、九内堂之東地事申請

隈の庭の手入れを実施している。現在残る大乗院の庭園などに善阿は大乗院門跡の附近九内堂の東の地に住居を与えられて、興福寺界善阿弥の一団十一人が、内山永久寺の庭の手入れ、および八月に

弥が関わった可能性が高いと考えられる。

#### 田楽

乗院寺社雑事記』に次の記事がある。 奈良の田楽法師は、春日若宮祭に勤仕するのが常であった。『大

○長禄二年(一四五八)十一月二十七日条

縁舜法眼申次了、

## ○長禄二年十一月二十八日条

後日猿楽如例、四座ノ猿楽皆参、能十番、了後新座・本座ノ田

楽又如常云々、

た。鎌倉時代になると、その本拠を大和に移したと考えられる。田楽座は、本来藤原氏の保護のもとに、京都宇治を本拠としてい

り、室町時代においても田楽座が大和に存在していたと考えられ『大乗院寺社雑事記』によると、田楽法師が興福寺に出仕してお

る。

座とともに、本座・新座の田楽が上演している。おり、同十一月二十八日条で、春日若宮御祭の後日猿楽に、猿楽四おり、同十一月二十七日条に、本座・新座両座の存在が書かれて

### ○長禄二年 (一四五八) 十一月二十九日条

間 答、 面ヲアテ了、 夜前田楽法師与猿楽喧嘩出来、 知矢主云々、 実専長舜房、 彼面ヲ召出テ打破了云々、 実専之事、 猿楽方事外腹立、 為仲人罷出処、 於衆中者随分ノ用人也、 仍田楽法師之宿二押寄色々及問 田楽条々失面目了、 其故者昨日後日猿楽二田楽法師 矢ニアタリテ今日他界了、 不便々々、 如此喧嘩之 不

る。 は、 が起こったと解釈できよう。 もなって、 田 楽法師も猿楽を演能するいわゆる田楽能が行なわれた。これにと 大乗院寺社雑事記』 猿楽の隆盛と村々での演能の機会が多くなったことに伴って、 田楽法師が面をつけて猿楽法師と喧嘩になったことが記され 猿楽法師の領域を犯すことも多くなり、 長禄一 年 (一四五八) 十一月二十九日条に このような喧

### ○長禄四年 (一四六〇) 十一月二十四日条

了 之、 名持参之時、 田 [楽法師交名持参、 重而可参之旨令申之、 当番故也、於公文所之緣上請取之、 酒肴代百疋可有下行之由申入之、無其例之旨仰 十三人烈参、 各腰衣、 法師原同堂上者也、 清賢法橋付衣、 申 交 次

#### 本座

愛乙法師 愛千代、 編木 虎松、 善徳

編木 編木

> 虎若 藤松 福増 編木 大鼓 笛 松若、 千松, 千代松、 刀高小 玉足鼓

編木 千代夜叉、 太鼓

以上杉原折紙 大鼓 行二書之者也

才松 靇 藤

前のわかる貴重な記録である。 ると、本座田楽が大和で健在であることが証明できる。 人が大乗院へ列参、交名を提出している。 大乗院寺社雑事記』 長禄四年  $\widehat{\phantom{a}}$ 四六〇)十一月十四日条によ 愛乙法師以下十三名の名 しかも十三

#### 猿楽

月の薪猿楽と十一月の春日若宮祭は、 金春・金剛の四座である。 奈良の猿楽は、 四座猿楽として史上名高い。 南都の各種法会に演能するが、特に一 恒例の勤仕であった。 いわゆる観世 宝生

様、 たと考えられよう。 大和四座の猿楽は、 大和の大寺社の修正会・修二会にかかわる寺辺の猿楽者であっ 京都の法成寺や法勝寺に奉仕した猿楽者と同

#### ○長禄二年 四五八) + 一月二十八日条

後日猿楽如例 四座ノ猿楽皆参、 能十番、 了後新座、 本座ノ田

楽又如常云々、

・ 金卜・ 金削)が寅忠するのが亘別であった。 春日若宮御祭には、翌日後日猿楽が行なわれ、四座(観世・宝生

・金春・金剛)が演能するのが恒例であった。

○長禄四年(一四六○)八月十日条

献予沙汰之、安位寺殿御見物、猿楽兒愛千代丸、召出之、酒器天満祭礼宇治猿楽藤松大夫参ス、自酉剋芸能初之至子剋了、一

及度々其興アル者也、此外座兒一両人有之云々、

の稚児愛千代丸を招いて酒宴を催している。夫が出仕しているが、大乗院の尋尊、安位寺経覚らが見物し、猿楽長禄四年(一四六〇)八月十日の天満神事に宇治猿楽座の藤松大

○寛正二年(一四六一)正月二十一日条

猿楽亀来、

去十四日公方松奏、

観世音阿弥致其沙汰云々、

昨日猿楽藤松大夫来、扇一本給之、 ○寛正二年正月二十三日条

のようであり、観世座音阿弥が将軍邸で松奏を演じたと伝えてもい毎年正月には、猿楽者の大夫らが、尋尊の許に参賀するのが恒例

る。

薪猿楽に四座が演能する史料は、数多く存在するが、代表的な例

を次にあげよう。

○文明三年(一四七一)二月条

也、一向六方申沙汰、学侶又同心、衆徒承引条殊更筒井律師越八日、自今日薪猿楽始之、金晴・金剛参云々、珍事以外次第

度也、

十二日、観世座参社頭、三座ハ南大門参了、

十三日、四座於南大門芸能、今日ハ宝生触穢之間不参社頭故

也、

十四日、薪猿楽四座皆参、至今日七ヶ月修之了、

が、十四日から七ヶ日四座皆参であったという。あった。この年二月十三日は、宝生座が触穢のため不参であった毎年二月の薪猿楽(薪能)には、四座猿楽が演能するのが恒例で

五)までの薪猿楽の記事が残されている。院寺社雑事記』には、康正三年(一四五七)から明応四年(一四九南大門において芸能が行なわれ、衆徒等が見物している。『大乗

#### 盲僧

『大乗院寺社雑事記』における盲僧に注目した小熊譲氏は、「中世

後期における奈良の盲人について-―」を著わしている。小熊氏によると、 呪術的な力を期待された盲人の集団があった。 『大乗院寺社雑事記』 当道や地神盲僧の座以 を中心

## ○長禄元年 (一四五七) 十二月十四日

入間、 芝辻子二行善卜云盲目二人夫役事為郷人懸催間、 可聞旨郷人二仰付了、 奉行継舜上座

あったことがわかる。 この記事により、盲人は「人夫役」を課せられない特殊な身分で

#### ○長禄二年 (一四五八) 正月十日条

儀、 莚并酒肴事昨日ヨリ修理目代ニ仰付云々、 盲目参賀了、 申次隆舜法橋付衣、 下御所ノ南庭上ニテ在此 去年炎旱ノ間

目

酒肴半分三百文下行之云々、 悦言後上林廿合出之了、其次第如

去年也

### ○長禄三年 (一四五九) 正月十一日条

出之、 修理目代出之云々、 盲目参賀、 木守両人持之、莚廿枚計并酒肴代依炎旱半分三十疋、 奉行弉舜寺主付衣、 御力者 一両人直垂ニテ候了、 祝言之後上林丗合入長櫃 次第等如去 自 テ

年、

#### ○文明十七年 (一四八五) 正月七日

半済歟、 師直垂、 盲 座法師了、 人参申、 所出等兼日二仰付之、盲目兼日伺申、 目参 昇之出、 賀如例 御中屋果子取出事、 三百文下行之、 芸能之後退出了、 木守著袴、 奉行 継 御力者一人末歟、 舜法眼付衣、 支配之、 上北面番并下北面番等、 莚修理木守持参、 今日之由仰之、 + 直垂、 合果子入 参申、 櫃 今日十六 入長櫃給 各役者 酒 1 肴代 座 法

出すのが恒例であった。この盲目参賀は、 あった。大乗院南庭に莚を敷き、 的であり、 毎年正月には、 方、当道としての盲人の記事も見られる。 盲人の呪術的な能力が期待されていたと考えられる 大和の盲目集団が、 祝言の後、 大乗院へ参賀するのが恒例で 正月の祝言を述べるの 上林 (果物) や酒肴を

### ○文明二年 (一四七〇) 七月二十日

寺住以下物共越請東北院活計云々、 方相語之、 卜一検校去十八日罷下、 御陣様以外子細共、 六十日在京、 於東北院相語旨吉田申之、今日 廿一ヶ度ニ平家一 一部於公

十日間在京、 法師で、たびたび大乗院に来ている。 ト一検校は、 将軍邸に於いて二十一回平家を語ると語っている。 文明十一年 (一四七九) 二月に死去する平家琵琶の 文明二年七月には京に下り六 lΞ

かに重一、 増一検校も大乗院に出入している。

### ○応仁二年 (一四六八) 十月三日条

了 ト一検校・増一、、両参、 権中納言局相具若君両人、 平家於御前語之、 昨日被下向、 為見参参成就院

増一検校両名の語る平家琵琶を聴いている。 応仁二年十月には、 権中納言局が相具す若宮両人が、 ト一検校

従って卜一・重一・増一検校などは、大乗院近辺に住居を持って

いたと考えられる。

野・筒井成身院の衆徒らが盲人一人を打殺した事件への報復と考え ので、吹矢を武器に用いていたとも解せられる。これは、般若寺平 件が起こっている。三百人の盲人が筒を吹いて寄せ来たったとある 文明十二年(一四八〇)二月には、 事在之而福住令生涯了、 不思議々々々、

「一国中の盲目共蜂起」

0)

## ○文明十一年 (一四七九) 三月二十日条

一、惣検校卜一入滅、於薬師院辻子也、 不便々々、

ている。「薬師院辻子」において入滅とされているので、 ト一検校は文明十一年三月二十日入滅したと尋尊の許に伝えられ 晩年の住

居は奈良市中薬師院辻子にあったと推定できる。

### ○文明十二年 (一四八〇) 二月二十二日条

了 野 又手負之盲目済々出来云々、為彼方不吉事也、 昨日一国中盲目共蜂起、三百人計有之、吹筒テ寄来、 然之間如此致其沙汰云々、 筒井成身院咒詛云々、先日彼方物共、 又自彼方足軽共罷出追払之間 於平野辺盲目打殺 先年於福住如此 般若寺平

#### 経師

考えられる。

のため不吉の事也」としている。盲人がいわば神聖視されていたと

られ、さらに盲人らに犠牲者

(負傷者) が出たため、尋尊は

「彼方

経典を製作するものを経師という。

京都の大経師などは、 暦を木版に印刷しているが、奈良では暦は

経師はそれには従事していない。

陰陽師の仕事であって、

#### ○文明十五年 (一四八三) <u>+</u> 一月晦日条

経師御経一巻進之、

とあるように、奈良の経師は文字通り経典の製作者であった。

### ○文明三年 (一四七一) 九月七日条

大般若経料紙三十五束分、 可用意云々、三十束ハ極楽坊ニ預之 経師方ニ渡之、此内五束ハ経師方ニ

中略

経師ニ条々仰付子細

- 一、料紙能々可打之事肝要也
- 一、黄皮ニテ可染之、相構不可入口無事
- 、ノリノ事、以古米可沙汰、新米不可叶事
- 、表紙ハナシ地黄紙、転ヒホ如常
- 、形木文字不見分ハ可書継之間、ケヲカクヘシ、
- 一、初缺十巻、結缺十巻、先以早々可沙汰事、

で地は黄紙、転ヒボ(紐カ)を用いること、初缺十巻・結缺十巻をと、黄皮にて染めること、古米を用いて糊を作ること、表紙は無し大乗院門跡からは、経師方に対し、「料紙を能く打ちなめすこかる。「大般若経」の料紙は興福寺から経師方に渡された。文明三年(一四七一)九月七日条によると、経典製作の実態がわ

早々製作すること」等を注文していたことがわかる。

#### 油寄人

と、矢(八)木胡麻仲買座が農村部を中心に発展し、符坂油座は奈威をふるい、奈良一帯の油専売権をもっていた。室町時代になる院寄人の符坂油座があったが、春日散在神人を兼ねた符坂油座が勢に動売した。鎌倉時代、大和には興福寺一乗院油座寄人と大乗油座商人は燈油を本所に献納して公役免除の特権を得、かつその

以下に、関連資料を検討しよう。良市中や寺社への献納を中心とした。

○長禄二年(一四五八)十月二十六日条

箸尾と衛門三郎分買売之間、油一荷取之候処、鳥屋備中披官候先日符坂油座申入云、箸尾油売近年於奈良中テ分買売候、只今

之由申候間、(中略)

云々、 也 同前符坂也、 罷出旨仰時、 社頭油申出之者也、 次於油座衆者、 仍座衆等毎度及訴訟者也 但於門跡方者、 人夫ニ出者也、 符坂与木村両座外ハ、 自寺門又諸役皆免也、 就中河内国木村油売又当門跡寄人也、 自然大用之時、 於寺門者一向皆免也、當門跡油 奈良中買売事ハ不可叶 人夫等事ハ以別段之儀可 神木御入洛時致忠節故也

買を禁じている。 であるとし、この両座以外は奈良市中での油売 が坂油寄人は、寺門の諸役皆免であること、符坂油寄人と河内木村 であるとし、この両座以外は奈良市中での油売 は、大乗院門跡の寄人である にとを大乗院に訴え出た。大乗院尋尊は、大乗院門跡の寄人である 長禄二年十月、符坂油寄人らが、箸尾油売が奈良市中で売買した

○長禄三年(一四五九)八月十六日条

当門跡油寄人矢木住人等訴申入、森屋ノ住人近日任雑意、於矢

木苣木実等売買之、更以無先例之由訴申入、仍森屋公文方ニ可

止売買之由成奉書了、

て大乗院へ訴え出ている。 矢木座油座寄人が森屋住人が矢木において苣木実を売買するとし

この史料により矢木に大乗院門跡の油寄人がいたことがわかる。

### ○長禄四年閏九月十六日条

取之、 之間、 身院使両三人ヲ以符坂衆ニ仰触了、 条々成身院申入故也、座衆等事外畏入云々 左右申者有之者、 今度符坂油取事、 可有座衆等御下知之由申入之間、 為座衆生涯者也、 自然召上油有之者、 令同道、 相乱以外事也、 然而自成身院申入趣ハ、於盗売油者可 以札可召寄候、 於成身院テ可一決之由仰触了、 如此之間、 自然又称成身院札、 門跡力者并名主定使、 無其儀者可押取 向後事可為如何哉 寄事於 成 此 之

ている。 ちびに名主定使と成身院使を符坂に遣わして、争論の解決をはかっ年(一四六〇)閏九月に起こっている。大乗院門跡からは、力者な年(一四六〇)閏九月に起こっている。大乗院門跡からは、力者な

## ○寛正五年 (一四六四) 七月十五日条

汰之由、 云々、 知、 仰尋依申状可有御沙汰以外事也、 門跡可沙汰事也、 外次第也、 当以下能所両人、住宅令検封之間、 万、 了 郎に令殺害、 亥剋之間、 者無子細事候、 符坂油寄人注進之、 慶忍申入趣ハ、畏入候、 御後見使左近次郎男仰遣了、 次郎五郎 則殺害人次郎四郎之在所為検断、 仰合成身院之処、 於次郎五郎住屋者、 今夜事無事是非儀者也 則於次郎四郎者遂電不知行方之由、 ハ当時者成身院法印光宣披官也 今夜事ハ夜隠之間、 所詮衆中之検封に切捨、 御油寄人令郎四郎男為沙汰、 □見ハ慶忍専当検封致其沙汰歟、 不及覚悟致其沙汰候、 為衆中可致其沙汰、 早々為門跡可沙汰直之由加 然而自衆中次公人中綱慶忍車 於門跡使者罷退了、 明日次参上可蒙仰云々、 御下部徳力・徳陣 為門跡任有限旨可沙 地下人次郎五 座衆等注進 於寄人者為 本主ハ越 御自専事候 此条存 被 及 慶 智

「寄人は門跡の沙汰である。」として解決をはかっている。衆中と大乗院門跡の対立が起こっているが、大乗院門跡尋尊は、殺人事件を起こして、逃亡した。この事件の処分をめぐって興福寺寛正五年(一四六四)七月十五日には、符坂油寄人の次郎四郎が

## ○文明元年(一四六九)十二月二十六日条

矢木中買衆与符坂本座衆相論争在之、自矢木座荷共押留之、応

来、 で面々披官故也、各相尋可申入云々、先日成奉書、今日返事到 が十二年哠文在之間、十市・楢原・箸尾方ニ仰遣之、矢木座衆

明二年まで続いており、矢木座が違乱をなすことを禁じられてい本座衆の荷を押し留めるとして争論が起こっている。この争論は文文明元年には、矢木仲買衆と符坂本座衆の間で、矢木座衆が符坂

## ○文明二年(一四七○)四月十四日条

る。

御 古市筑前守来、 市 何様に候目付ヲモ付候て、為矢木座商人荷ヲ可落取之由 成敗旨申堅候、 楢原代官召之了 為矢木座不可成違乱候、 符坂油座衆申他国荷事、 於此趣早々矢木座二可有仰下知云々、 其外別在所へ持入事候ハ、、 古麻木実等符坂へ持入 仍 可 7 有 如

## ○文明十一年 (一四七九) 九月十二日条

事ハ七大寺内也、於当門跡無殊由緒者也、明大寺内也、於当門跡無殊由緒者也、知り、可有成敗云々、此条於門跡不能覚悟、先以寺門向之名主は二可申之由仰奉行了、西法院・円満院・蓮華院之学順房・古共二可申之由仰奉行了、西法院・円満院・蓮華院之学順房・古田、「日本の一、「日本の 「日本の一、「日本の 「日本の一、「日本の一 「日本の一、「日、「日、「日本の一、「日本の一、「日本の「日、「日本の「日、「日、「日、「日、「日本の一、「日、「日本の「日、「日、「日、「日、

留めている。しかし木村油座の荷は法花寺の管轄下での商売としてにともなう争論が起こっており、符坂油座から木村油座の荷を押し文明十一年(一四七九)頃からは、河内国木村油座の大和国進出

#### 塩 座

認めている。

として認められていたこともわかる。はかに、荷物としての塩駄を運送する「塩駄問職」が大乗院の座が四ヵ所あり、これ以外の売買が禁じられていたことがわかる。塩の売買も正願院を本座とする塩座が独占権を握っていた。問屋

## ○文正元年(一四六六)閏二月十九日条

不可売事也、然而近年任雅意所々買売云々之由歎申入之、正願院塩座本座衆、連参、問屋三ヶ所當時四ヶ所也、此問屋外ニハ

#### (中略)

少々売買仁任之、 座衆人数定也、 本座掟法ハ、 座任雅意致売買之間、 タミノ座掟法ハ、フリ売ニ町々ヲ売也、 一十方壳之、 以升計売、 堺以下所々ヨリノ塩、 然而只今本座訴訟ハ、 同停止之、 歎申入者也、 此問屋之外ハ奈良中一向停止者也 問屋工持入テ於問屋而外様 又シタミノ座ニモ不入輩 シタミノ座者於屋内如本 於屋内不売之者也、 仍 シ

又本座問屋ヨリ塩ヲ請取テ、於市屋形市ノ日売之事在之、南市

畏入云々

座ヨリ許可也、 北市当時中市如 於屋内不可売云々 此 是ハ市座役ヲ令沙汰テ、 市日計売之、 本

非也、 又東大寺領ニ今在家以下ニ塩売在之、本座ニモ非、シタミニ 落取也、 不可然事也、 自問屋不可出之、 自本座問屋塩ヲ請取テ、於屋内売買、 其上二可及過銭沙汰旨、 当門跡座衆外奈良中ニ不可有上者、堅可停止上 若自問屋許可仁在之者、 座衆等ニ昨日堅以加下知了、 近年沙汰也、 随見合而塩ヲ可 此条 モ

が禁じていたことがわかる。 していること、 この記事により、正願院塩座が本座であり、 塩座以外の商 人が塩の売買をすることを大乗院門跡 堺から塩を入手売買

### ○文明五年 (一四七三) 三月二十七日条

二一人、一乗院ハ一人柴辻ニ在之云々、一人、紀寺一乗院ハ一人柴辻ニ在之云々、 余ハ当座衆大乗院方、 田 師信承也、予判結之了、抑此駄者百二十疋也、平群郡立野・ 方先日以寬円相尋之、<br />
不可有子細之由申入之間、 大乗院座塩駄問職事、春幸五郎時春、 世屋以下者共商売也、 遣継舜法橋方、内々申入故也、 自専也、 此内三十疋ハ一乗院方座自専也、 (中略) 多聞院之大工番匠云々、 此問ハ大乗院方ハ二人門ニ 以由緒申入之間、 今日宛文を給 当座 其 龍 筆 衆

> 居住しており、 奈良県生駒郡三郷町大字勢野 この記事により、 大乗院方・一乗院方に分れていたことがわかる。 塩の運搬に携わった人々が塩駄問屋であり、 (世屋)・立野および現斑鳩町龍田たった 現

### ○文明五年五月九日条

### 乗院殿様塩座等謹言上

也 候、 座繁昌基可忝畏入存候、 家内壳買段、太以無其謂次第候、 次良男荷下箕分所々於往来可致商候處、 吹之沙汰、曽以無先規之題目候、 郎次郎・六郎四郎・十郎・平六以下輩、 今之御掟旨候也、 奈良中塩座事者、 早々為御名主被経御糺明、 然之處近年号大乗院殿様座衆、三良五郎 依為鄭重之儀、 然者弥々御所役等可致殷懃沙汰候者 任先規被停止横入輩候者、 殊於正願院座商人者、 就子孫致相続令売買候条、 如今者仰座零落不可有其疑 於只今者如居座 直付駄塩致売買候条濫 如八郎 円於 古 七

仍粗言上如件 文明五年段四月廿二日 正芝 乗 三 排 郎

て訴え出ている。 十郎・平六以下の輩が、 によると、大乗院方の塩座と号す三良五郎 文明五年 (一四七三) 四月二十二日、 直付の駄塩を売買したことが先例なしとし 一乗院の塩座が言上した所 ·七郎次郎 六郎四郎

ぐって争論が起きていたことがわかる。 これにより塩座にも一乗院方と大乗院方の双方があり、 売買をめ

#### 馬借

借 馬借は馬によって荷物を運搬する業者であり、 と呼ばれる人々がいたことがわかる。 山城国に 「木津馬

所属のもので、また八木には長享元年 れていたようである(『國史大辞典』)。 って他所の馬を入れなかったとあるから、 大和では文明年間に奈良の問屋につく塩駄は一条院座・大乗院座 (一四八七) 馬借専業者の座が形成さ には駄賃座があ

(泉川) 大和へ出入りする馬借の本拠地が木津にあった。 の港津であり、 奈良市中への荷物の陸揚地でもあった。 木津は木津 崩

〇文正元年 (一四六六) 九月十 ·一 日条

通 Ш 城馬借令集会木津高座 珍事々々、 可責南都歟云々、 京奈良之道不可

馬借はしばしば馬借一揆をおこしている。

南都攻擊」 文正元年(一四六六) の恐れと京奈良間の 馬借蜂起の報が尋尊の許に入っている。 「街道封鎖」 の報が伝わっている。

> ○文正二年 (一四六七) 三月 一日条

云々、 同及神水并可申置地頭云々、 H 就徳政事、木津土民致緩怠之間、 祭礼田楽装束共、 然間自昨日木津以下山城与当所一向不通云々、 自京都申下処、 就其尚々木津者共致緩怠、 来月ニ可有発向之由 可相支之由支度及合 珍事、 寺門一 来十七

能となっている。 の戦いがおこっている。 徳政を求める徳政 一揆を起こす馬借側とそれを攻撃鎮圧する寺門 そのため奈良と木津を結ぶ街道が通行不

側

○応仁元年(一四六七)五月二十一 日条

今日木津馬借帳本人等住屋可発向之旨一決、六方衆并近所衆徒

国民等并筒井取向出陣之処、 木津一庄悉逃散

したと記されている。 向している。筒井らの衆徒攻撃を受けて、 応仁元年(一四六七)には、 木津馬借の 木津一庄ことごとく逃散 張本の住屋 へ衆徒らが 発

○文明十七年 (一四八五) 八月二十四日条

之、 也 也、 今曉馬借寄来、放火、 馬借之所為也、 其故ハ、 無沙汰故如此、 徳政事自倉方一千貫取之、然上者馬借事可成敗事 仍古市ニ行向可訴訟云々、 希代之新儀出来云々、 北市辺歟、 後夜時分也、 一千貫之内七百 神人共ニ料足懸 三百余人神人

貫古市、 之迷惑珍事不可過之、 北之路次可蜂起云々、 三百貫西、 取之云々、 倉方ハ以此分令満足所存歟云々、奈良中 於土民之所存者、 尚 々止 東西 南

と言われている。 方が一千貫文の得分を取っている。その倉方の得分は古市氏へ入る が放火されている。これは徳政一揆であり、 文明十七年 一揆のため東西南北の通路が止められ奈良中の迷 馬借が蜂起して、北市辺 徳政を認める代りに倉

惑が極まりなき状態であると、尋尊が書き留めている。

(一四八五)八月二十四日、

檜物座

あった。

檜の木工品を檜物といい、それを製作する人々の座 「檜物座 が

○文明三年 (一四七九) 正月六日条

当国檜物座事同相語之、近日争論出来、 持売座、 座歟、一乗院方寄人也、 年始以下替物等進之云々、 サカ手座ハ檜物ヲ十方

大略経算之披官人云々、

也、 田原本座ハ檜物ヲ作座也、 大略十市披官人也、 大乗院方年貢六百文余也 サカテ座以下ニ売之主也、 弉舜奉行 大乗院座

之、 近来無沙汰云々、

今度両座相論ハ、 吉野之檜物ヲ、 直ニサカテ座ニ買之テ売也

> 間、 此条田原本本座ノ為難儀之間、 サカテ座者ヲ自田原本方一 両人打死了、自学侶色々及問答 可停止之由令申之、 猶以無承引

云々、

所詮作手与売手相 論也

○文明十年 (一四七八) 四月 一日条

当門跡檜物師座者 新座 ・本座トテ両座在之、 (中略) 近来本

座衆ハ二人有之、 一人ハ東桶井五郎入道、一人ハ湯屋転経院

童部七郎丸也

新座・本座の両座があって、 大乗院領東桶井郷等は職人が居住し

ていたことがわかる。

○明応二年 四九三) 四月九日条

云々、 檜物師 人数不足、 ハ両門跡之座 多少依時者也、 一両流 也 近 1日当門跡之座 如 切座也、 一衆八九 人在之

○明応三年 (一四九四) 十二月二十三日条

兄部水門実光言上分、 両門檜物師座相論事在之、 辰巳小路二大乗院座檜物師左衛門太郎男 及此両三年事先例相尋之、 一乗院座

早世之間、 其子次郎太郎器用躰也

明応日 年 四九三 四月九日条によると、 檜物師は大乗院門跡

八・九人であったと記している。と一乗院門跡双方に座を形成、この年大乗院門跡下の檜物師座衆は

継ぎをめぐって座衆が争っていたことが記されている。 又、翌明応三年十二月には、両門跡の檜物師座間で争論があり跡

#### 土器座

土器を製作する人々の座「土器座」の存在も確認できる。

○文明七年(一四七五)三月十七日条

申給之、今座衆申分ハ、郷中垣内之畠ハ不取之、田地ニ候、院申分ハ、於畠土者不取之、麦之地也云々、此子細旧冬自別当掘取之処薬師寺之阿ミタ院之田地不可叶之由申追上了、阿ミタ土器座衆訴申入、自旧冬申上土器土事、不謂権門・高家之領知

している。で取ってはならないとしたが、座衆は畠土は取ってはいないと主張で取ってはならないとしたが、座衆は畠土は取ってはいないと主張器土の掘取をめぐって争論が起きている。阿弥陀院は畠土であるの文明七年(一四七五)三月、土器座衆と薬師寺の阿弥陀院とで土

居住しており、水門郷は春日社に、福智院郷は大乗院に土器を納め赤土器座の作手は東大寺領の水門郷と大乗院領福智院郷の両所に座、一乗院門跡所属の白土器座があった。(『國史大辞典』)

で、春日社・興福寺供物の器として用途があった。赤土器は色の赤い素焼きの器、白土器は白い色をした素焼きの器領内在田庄の井関名の年貢であった。(平凡社『奈良県の地名』)ていた。この両郷の作手の管理は兄部が当たり、その給分は一乗院

○文明七年(一四七五)三月二十三日条

行之云々、両堂・南円堂油器同白土器献之、如此訴訟ハ白・赤土器、夕御供へ白土器云々、白土器料所神人取納之、座衆ニ下西京瓦器座衆申間事、別当方加催促者也、社頭神供朝御供ハ赤

申合、

東金堂・西金堂・南円堂の油器は白土器であったことがわかる。春日社頭での朝御供は赤土器、夕御供は白土器、さらに興福寺の

### 結びに代えて

『大乗院寺社雑事記』ではなかろうか。
で、文献資料としておそらく最も詳しい室町時代の資料が、このので、文献資料としておそらく最も詳しい室町時代の資料が、この町時代成立と推定される『七十一番職人歌合』(『群書類従』巻五〇町時代成立と推定される『七十一番職人歌合』(『群書類従』巻五〇町時代成立と推定される『七十一番職人歌合』(『群書類従』巻五〇町時代成立と推定される。室

本稿でとりあげた職人は、大工・塗師・仏師・絵師・声聞師・河

・檜物座衆・土器座衆等である。原者・田楽・猿楽・盲僧・経師その他油寄人の座衆・塩座衆・馬借

くる。
「大乗院寺社雑事記』を通して、中世後期の職人の実態が見えて

5

 $\widehat{\underline{4}}$   $\widehat{\underline{3}}$ 

ていたこともわかる。

でいたこともわかる。

でいたこともわかる。

でいたこともわかる。

る。今後の研究の進展に期待したい。会の実態を把える上で、職人の形態把握は極めて重要な課題であって中世奈良に生計を立てていた存在であった。身分差別や中世社最底辺の階層を構成していた非人・河原者もその職能や技術によ

#### 註

- (1) 『七十一番職人歌合』は、自らを職人に仮託して左右に分れて歌を競い、判を下すという物合形式をとる。作者は飛鳥井雅康など複数の上層い、判を下すという物合形式をとる。作者は飛鳥井雅康など複数の上層れ、当時の職人を知る上で貴重な資料である。『群書類従』本などがあげられ、当時の職人を知る上で貴重な資料である。『群書類従』本などがあげられ、当時の職人を知る上で貴重な資料である。『群書類従』本などがあげられて歌を競されている。
- 2) 『大乗院寺社雑事記』全十二巻、(角川書店、一九六四年)

- 『鹿宛日録』全六巻(統群書類従完成会、一九三六年)
- 社雑事記研究論集』第三巻、和泉書院、二〇〇六年) 拙稿「『大乗院寺社雑事記』に見る薪猿楽関連資料の検討」(『大乗院寺
- ○○三年) ○○三年) ・小熊讓氏「中世後期における奈良の盲人について―『大乗院寺社雑事小熊讓氏「中世後期における奈良の盲人について―『大乗院寺社雑事
- (6) 前掲註(1)参照